

第17号議案

財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和元年6月21日提出

新城市長 穂積亮次

- 1 取得の目的 新城インターチェンジ周辺整備
- 2 所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積（平方メートル）
新城市浅谷字井原13番2	山林	260.65
新城市浅谷字井原15番2	山林	566.04
新城市浅谷字井原15番3	山林	5,739.53
新城市浅谷字井原16番1	宅地	96.81
新城市浅谷字井原16番2	宅地	5,901.75
新城市浅谷字井原16番4	山林	52.51
新城市浅谷字井原17番1	山林	1,777.27
新城市浅谷字井原18番	宅地	81.78
新城市浅谷字東田11番3	宅地	86.65
新城市八束穂字イバラ747番7	山林	1,269.10
新城市八束穂字イバラ747番8	山林	241.75
新城市八束穂字イバラ747番9	山林	88.81
新城市八束穂字イバラ747番10	山林	112.03
新城市八束穂字イバラ747番11	山林	323.15
新城市八束穂字イバラ747番12	山林	3,766.15
新城市八束穂字イバラ747番13	山林	319.87
新城市八束穂字イバラ747番18	山林	254.38
新城市八束穂字イバラ748番1	山林	649.20

新城市八束穂字イバラ748番2	山林	13.65
新城市八束穂字イバラ748番3	山林	147.15
新城市八束穂字イバラ748番4	山林	9.99
新城市八束穂字イバラ749番1	山林	7,326.67
新城市八束穂字イバラ749番2	山林	11,789.55
新城市八束穂字イバラ749番3	山林	3,513.65
新城市八束穂字イバラ749番4	山林	1,495.92
新城市八束穂字イバラ749番5	山林	67.07
新城市八束穂字イバラ749番7	宅地	352.95

3 取得金額 470,231,068円

4 取得の相手方 新城市浅谷字井原16番地
 有限会社鈴木養鶏場
 代表取締役 渡邊峰夫

理由

この案を提出するのは、新城インターチェンジ周辺整備事業用地として取得するため必要があるからである。